

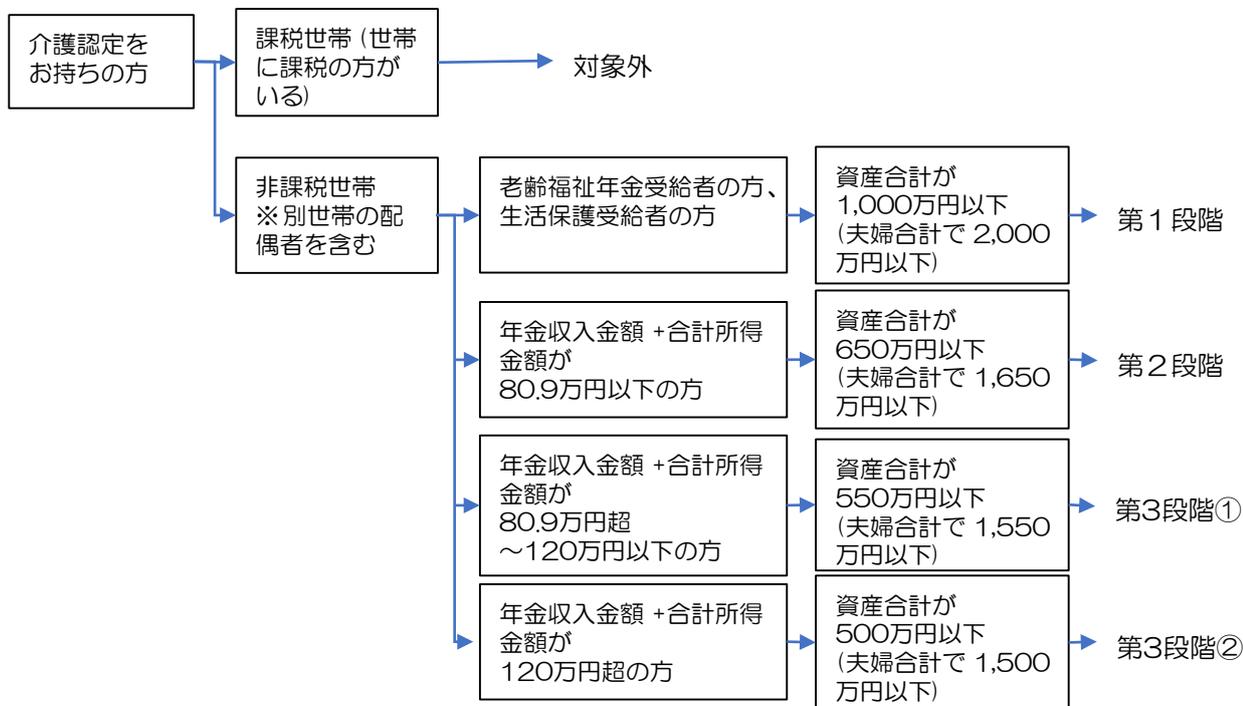
介護保険負担限度額認定申請について

○負担限度額認定制度とは

施設サービス・短期入所サービス(ショートステイ)の居住費(滞在費)と食費は、利用する方の負担になります。負担する額は施設によって異なり、施設と利用者間の契約により決められます。

ただし、所得が低い方については施設利用が困難となってしまうので、負担を軽くするために負担限度額認定制度があります。

○制度の対象となる方・ならない方



※第2号被保険者の資産要件は段階に関わらず単身 1,000 万円、夫婦 2,000 万円以下です。
 ※令和7年8月より基準額の一部が 80 万円から 80.9 万円に変更になります。

○利用者負担限度額と基準費用額(日額)

令和6年 8月～		居住費					食費	
		ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室(特養)	従来型個室(老健/療養)	多床室	施設	ショートステイ
負担 限度 額	第1段階	880円	550円	380円	550円	0円	300円	300円
	第2段階	880円	550円	480円	550円	430円	390円	600円
	第3段階①	1,370円	1,370円	880円	1,370円	430円	650円	1,000円
	第3段階②	1,370円	1,370円	880円	1,370円	430円	1,360円	1,300円
基準費用額 (上記以外の方)		2,066円	1,728円	1,231円	1,728円	915円※① 697円※② 437円※③	1,445円	

※①特養 ※②老健・介護医療院(室料を徴収する場合) ※③老健・医療院等(室料を徴収しない場合)

裏面に申請案内があります



申請案内

- 提出方法 窓口または郵送で提出
- 提出場所 塩竈市役所老番館庁舎 1 階 高齢福祉課④番窓口
- 申請できる方 本人、家族、ケアマネジャー等
- 必要なもの

- ①介護保険負担限度額認定申請書 ②マイナンバーを確認できるもの

※詳細は「マイナンバー制度にかかる個人番号記載に伴う本人及び代理人の本人確認について」をご覧ください

※マイナンバーを確認できる書類がないなど記入が難しい場合は、記入しなくても申請が可能です

- ③本人及び配偶者の資産額がわかるもの(預貯金通帳など)

※必要なものは下の表をご確認ください↓↓

必要なものの具体例(資産の種類ごと)	
預貯金 (普通預金・定期預金等)	通帳のコピー(記帳をしてお持ちください) ・通帳の 1 ページ目(名義・番号・銀行・支店名を確認します) ・口座最終残高の通帳履歴 ・総合口座の定期預金(担保明細)ページ ※定期預金ページに残高がない場合でも必要です ・インターネットバンキングの場合はウェブサイトの口座残高ページ
有価証券 (株式・国債等)	証券会社や銀行の口座残高のコピー ・ウェブサイトのコピーも可
投資信託	銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高のコピー ・ウェブサイトのコピーも可
金・銀	購入先の銀行等の口座残高のコピー
タンス預金(現金)	自己申告
負債 (借入金・住宅ローン等)	借用証書など (預貯金等の額から差し引いて計算します。)

※生命保険、貴金属類、そのほか高価な価値のあるもので時価評価額の把握が困難なもの(腕時計、宝石など)は預貯金等に含まれません

※配偶者から DV を受けて相談中の方や、配偶者が行方不明の場合は配偶者分の提出は不要です

- 申請期限(年度更新の場合) **令和7年7月31日(木)17:15まで**

※新規申請は随時受け付けています

- 認定証の交付について

- ・新しい認定証は郵送にて7月下旬ころお届けします。(非該当の方には結果通知のみ送付します)
- ・提出書類に不備、不足がある場合は再提出等が必要となり、交付が遅れる場合があります
- ・虚偽の申告により、不正に特定入所者介護サービス費の支給を受けた場合には、介護保険法第22条第1項の規定に基づき、支給された額及び最大2倍の加算金を返還していただくことになります

お問い合わせ 塩竈市福祉子ども未来部高齢福祉課介護保険係 ☎022-364-1204